第三条第一項	備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長	作成した区長（以下「住所地区長
第三条第二項から第四項まで及び第七項、第五条第二項並びに第六条	住所地市町村長	住所地区長
第三条第五項	当該通知カード又は	住民基本台帳を備える市の市長をいう。以下同じ。）が住所地区長を経由して
	おいて、住所地市町村長は	おいて
第四条第一項	住所地市町村長	住所地区長
	当該市町村が備える	住所地区長が作成した
第四条第二項	住所地市町村長	住所地区長
	理由及び	理由を通知するものとし、及び
	当該通知カード又は	その者に対し、住所地区長が当該通知カードの返納を求める旨を、又は住所地市長が住所地区長を経由して
第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第十三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区
第十三条第三項	住所地市町村長は、病気	住所地市長は、病気
	かかわらず、	かかわらず、住所地区長を経由して
	住所地市町村長は、その者	住所地区長は、その者
第十三条第四項	住所地市町村長	住所地区長
	により	により住所地市長が住所地区長を経由して
第十四条第二号	転出届を	転出届（市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を
第十四条第三号	市町村から	市町村（特別区を含む。）から
第十五条第三項	市町村長	区長を経由して当該区の属する市の市長
第十六条	住所地市町村長	住所地市長
	対し、	対し、住所地区長を経由して
附則第三条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	市町村が	市が

（主務省令）

第四十五条　この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　公布の日

二　第三十条、第三十一条（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）及び第三十四条並びに別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項又は第四項の規定による通知、同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による提供及び同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）及び第二十四号の規定　法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三　第十条から第十二条まで、第三章、第三十一条（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第三十二条第一項（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）、第二項（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）、第三項、第四項（法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）、第五項（法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。）及び第六項、第三十三条（法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分に限る。）、第四十三条第二項（同項の表第十七条第一項の項から第十八条第一号の項までに係る部分に限る。）並びに第四十四条第二項（同項の表第十三条第一項並びに第十五条第二項及び第四項の項から第十六条の項までに係る部分に限る。）の規定　法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四　第二十条、第二十一条、第四章第二節、第三十二条第一項（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第二項（法第二十九条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第四項（法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第五項（法第二十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。）、第七項及び第八項並びに第三十三条（法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合に係る部分を除く。）の規定　法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日